手続名

特例対象被保険者等申告

保険年金課 国保税係 (049-251-2711 内線316)

担当課・係(連絡先)

手続説明

・概要

会社都合による解雇、倒産、有期雇用契約の打ち切りなど、非自発的な失業をした方(特例対象被保険者等)が国民健康保険税の軽減を受けるための申告です。

・対象者(以下の要件をすべて満たす方)

- ①離職された時点の年齢が65歳未満である方
- ②雇用保険受給資格者証の離職理由番号が次のいずれかに該当する方 11・12・21・22・23・31・32・33・34

• 軽減対象期間

雇用保険受給資格者証に記載された離職日の翌日が属する月から、その月 が属する年度の翌年度末まで(2か年度)

• 提出期限

提出期限は特にありませんが、対象年度の第1期の納期限(通常7/31)から起算して5年を経過すると、時効により軽減は受けられなくなりますので、お早めに手続きしてください。

必要書類

・マイナンバー確認書類と本人確認書類

⇒以下URLから「マイナンバー確認書類と本人確認書類について」をご覧ください。 https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/mynumber/mynamber_seido/mainanba201410.html

• 特例対象被保険者等申告書

申告書は下記の手続詳細URLからダウンロードして使用してください。

※郵送での提出も可能です。

手続詳細URL

https://www.city.fujimi.saitama.jp/kurashi_tetsuzuki/03hoken/kokuken/zeimu/2011-1018-1140-16.html

 出張所での取扱い
 木曜延長・休日開庁の取扱い

 なし
 あり